

国立大学法人上越教育大学と十日町市との連携協力に関する協定書

国立大学法人上越教育大学（以下「甲」という。）と十日町市（以下「乙」という。）は、資源及び教育研究成果等の交流を促進し、文化、教育、学術研究等の分野で連携協力することにより、相互発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、文化、教育、学術研究等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 地域文化の振興に関する事
- (2) 地域教育の振興に関する事
- (3) 学術研究に関する事
- (4) 人材育成に関する事
- (5) 生涯学習に関する事
- (6) 地域観光・産業の振興に関する事
- (7) 地域防災に関する事
- (8) 教育実習及び学校ボランティア等に関する事
- (9) 施設の利用に関する事
- (10) 自然・環境に関する事
- (11) 健康づくりに関する事
- (12) 国際交流に関する事
- (13) その他連携協力に関し必要な事項

（協議）

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

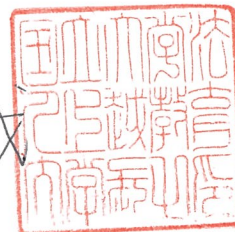
第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに、甲又は乙のいずれからも申し入れがない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自が1通を保有する。

平成29年4月14日

甲 国立大学法人上越教育大学長

川崎直哉



乙 十日町市長

関口芳史

